



【遺族基礎年金】

遺族基礎年金は、国民年金の被保険者が死亡した場合に、その遺族の生活の安定を図るために支給される給付です。

この遺族基礎年金の支給要件には、「死亡者の要件（被保険者等要件）」と「遺族の要件」の二つの要件があります。まずは、これらをしっかり理解した上で、ほかの老齢基礎年金等と同様に「保険料納付要件」、「年金額」、「失権」、「支給停止」などといった順に全体の理解を深めていってください。

では、法第37条に規定されている遺族基礎年金の支給要件から見てみましょう。

遺族基礎年金の死亡者の要件（法第37条）

死亡者の要件
次のいずれかに該当する者の死亡であること

	被保険者等要件	保険料納付要件
1	「被保険者」	
2	「被保険者であった者で、死亡日に日本国内に住所を有し、かつ、60歳以上65歳未満のもの」	死亡者が 保険料納付要件 ⇒ 必要
3	「老齢基礎年金の受給権者」	
4	「老齢基礎年金の受給資格期間を満たしている者」	死亡者の 保険料納付要件 ⇒ 不要

【遺族基礎年金の死亡者の要件】

最初に、死亡者の要件です。「被保険者等要件」といって、これには4種類あり、これらのいずれかに該当する必要があります。

1つ目は「被保険者」、2つ目は「被保険者であった者で、死亡日に日本国内に住所を有し、かつ、60歳以上65歳未満のもの」、3つ目は「老齢基礎年金の受給権者」、4つ目は「老齢基礎年金の受給資格期間を満たしている者」となります。なお、死亡には、自殺を含みますので留意が必要です。

また、1つ目と2つ目の死亡の場合には、次に説明する保険料納付要件も満たす必要があります。

なお、3つ目の「老齢基礎年金の受給権者」と4つ目の「老齢基礎年金の受給資格期間を満たしている者」が死亡した場合には、保険料納付要件を満たす必要はありません。



【保険料納付要件の原則】

では、保険料納付要件を見てみましょう。

前述の1つ目と2つ目の者の死亡については、「死亡日の前日において、死亡日の属する月の前々月までに被保険者期間があるときは、その被保険者期間に係る保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が、その被保険者期間の3分の2以上」であることが必要です。



スライド例のように、平成11年1月に20歳になった方が、平成26年2月に死亡した場合、死亡日の属する月の前々月は平成25年12月ですから、この場合の被保険者期間すなわち保険料を納付すべき期間は、平成11年1月から平成25年12月までの期間で180月となります。「保険料納付済期間（72月）と保険料免除期間（60月）とを合算した期間（132月）」が被保険者期間（180月）の3分の2(120月)以上あれば、保険料納付要件を満たすこととなります。要するに、被保険者期間のうち、保険料の未納期間が3分の1未満であれば、保険料納付要件を満たすこととなります。

保険料納付要件の経過措置① (昭和60年改正法附則第20条第2項)

死亡日が平成38年4月1日前にある場合

経過措置
 3分の2以上の保険料納付済要件を満たしていなくても、死亡日の前日において、死亡日の属する月の前々月までの1年間のうちに、保険料納付済期間と保険料免除期間以外の被保険者期間がなければ、保険料納付要件を満たしたとされる。
 (直近1年間の被保険者期間に保険料の未納期間がないこと。)

【保険料納付要件の経過措置】

次に、保険料納付要件の経過措置について見てみましょう。

死亡日が平成38年4月1日前にある場合には、「被保険者期間の3分の2以上」を満たしていなくても、死亡日の前日において、死亡日の属する月の前々月までの1年間に保険料納付済期間と保険料免除期間以外の被保険者期間がない(未納期間がない)場合には、保険料納付要件を満たしたとされます。要するに、死亡日の属する月の前々月以前1年間の被保険者期間に保険料の未納期間がなければよいことになります。

保険料納付要件の経過措置② (昭和60年改正法附則第20条第2項)



スライド例のように、死亡日が平成26年8月にある場合は、死亡日の属する月の前々月は平成26年6月ですので、平成25年7月から平成26年6月までの1年間のうちに、保険料納付済期間と保険料免除期間以外の被保険者期間がない(未納期間がない)場合には、保険料納付要件を満たしたものとされます。

また、死亡日に被保険者でなかった方は、「死亡日の属する月の前々月以前における直近の被保険者期間に係る月までの1年間」で、保険料納付実績を判断します。経過措置の詳細は、業務支援ツールでも確認可能です。なお、死亡日において65歳以上である者には、この経過措置は適用されません。

遺族の要件① (法第37条の2)

被保険者等が死亡した当時、死亡者によって ⇒ 生計を維持していた配偶者または子

配偶者 (事実上婚姻関係と同様の事情にある配偶者を含む)	子と生計を同じくしていること	
子 (死亡者の実子、または届出がされている養子であることが必要)	18歳到達年度の末日までにある子 20歳未満で障害等級に該当する障害の状態にある子	現に婚姻をしていないこと

【遺族の要件】

次に、遺族基礎年金を受けることができる遺族の要件です。

遺族基礎年金を受けることができる遺族とは、被保険者等が死亡した当時、死亡者によって生計を維持していた配偶者または子で一定の要件を満たすことが必要です。

まず、配偶者は「子と生計を同じくしていること」が要件です。ここでいう配偶者には、婚姻の届出をしていない事実上婚姻関係と同様の事情にある配偶者を含みますが、子については、配偶者の連れ子など、事実上の子は認められていないため、死亡者の実子、または届出がされている養子であることが必要です。

遺族の要件② (法第37条の2)

被保険者等が死亡した当時、胎児であったときは、その子は、被保険者等の死亡の当時、死亡者によって生計を維持していたものとみなされ、配偶者は、被保険者等の死亡の当時、その子と生計を同じくしていたものとみなされる。この場合、子が生まれたときから将来に向かって、遺族基礎年金の受給権が発生します。

子 (被保険者等の死亡当時、死亡した被保険者等によって、生計を維持していた子)	18歳到達年度の末日までにある子 20歳未満で障害等級に該当する障害の状態にある子	現に婚姻をしていないこと
---	--	--------------

「生計を維持していた配偶者または子」とは
 被保険者等の死亡の当時、その者と生計を同じくしていた者であって、厚生労働大臣が定める年収で850万円以上、年間所得で635万5千円以上の収入を得たこと等によって認められる者以外のもの

また、被保険者等が死亡した当時、胎児であった子が生まれたときは、その子は、被保険者等の死亡の当時、死亡者によって生計を維持していたものとみなされ、配偶者は、被保険者等の死亡の当時、その子と生計を同じくしていたものとみなされます。この場合は、子が生まれたときから将来に向かって、遺族基礎年金の受給権が発生します。

次に、子についてです。子の要件は、被保険者等の死亡当時、死亡した被保険者等によって生計を維持していた、かつ、18歳到達年度の末日を過ぎてい

ない子または20歳未満の1級または2級に該当する障害の程度の状態にある子です。ただし、現に婚姻をしていない子に限られます。

なお、被保険者等の死亡の当時、死亡者によって生計を維持していた配偶者または子とは、被保険者等の死亡の当時、その者と生計を同じくしていた者であって、厚生労働大臣が定める年収で850万円以上または年間所得で655万5千円以上の収入を将来にわたって有すると認められる者以外のものをいいます。

事実婚について

事実婚	当事者間に、社会通念上、夫婦の共同生活と認められる事実関係を成立させようとする合意があること
	当事者間に、社会通念上、夫婦の共同生活と認められる事実関係が存在すること
ただし、内縁関係が、近親婚や直系姻族間の婚姻など、民法に掲げられる反倫理的な内縁関係である場合には、事実婚として認められない。	
重婚的 内縁関係	届出による婚姻関係がその実体を全く失っているときに限り、内縁関係が事実婚として認められる

【事実婚について】

最後に事実婚について、少し補足をしておきます。

遺族基礎年金を受けることができる遺族の要件のところで、「事実上婚姻関係と同様の事情にある配偶者を含む」と説明いたしましたが、事実上婚姻関係と同様の事情にあるとは、いわゆる内縁関係にあることをいい、事実婚として認められるためには、2つの要件を備えることが必要とされています。

事実婚として認められるための要件の1つ目は、「当事者間に、社会通念上、夫婦の共同生活と認められる事実関係を成立させようとする合意があること」です。2つ目は、「当事者間に、社会通念上、夫婦の共同生活と認められる事実関係が存在すること」です。ただし、内縁関係が、近親婚や直系姻族間の婚姻など、民法に掲げられる反倫理的な内縁関係である場合には、事実婚としては認められないことになっています。また、重婚的内縁関係については、届出による婚姻関係がその実体を全く失っているときに限り、内縁関係が事実婚として認められることになっています。

確認問題

問題1 障害基礎年金の受給権者が死亡した場合は、遺族基礎年金についての死亡者の要件を満たすこととなり、その者により生計を維持する一定の遺族に対し、遺族基礎年金が支給される。
解答 ✖ (法第37条)
「障害基礎年金の受給権者」の死亡は、遺族基礎年金の死亡した者の要件とはされていません。

問題2 配偶者に対し遺族基礎年金が支給されるのは、一定の要件を満たす子と生計を同じくしているときに限られている。
解答 ○ (法第37条の2)

次の問題について正しいか誤っているかを考えてください。

問題1です。

障害基礎年金の受給権者が死亡した場合は、遺族基礎年金についての死亡者の要件を満たすこととなり、その者により生計を維持する一定の遺族に対し、遺族基礎年金が支給される。

正解はバツです。

「障害基礎年金の受給権者」の死亡は、遺族基礎年金の死亡した者の要件とはされていません。

問題2です。

配偶者に対し遺族基礎年金が支給されるのは、一定の要件を満たす子と生計を同じくしているときに限られている。

正解はマルです。